

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続における押印等の見直しにつきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」、「電子入札システム」及び「電子契約システム」を利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極적으로ご利用ください。

2. 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について

以下のとおり、押印を省略することができます。

なお、押印を省略しない場合は従前の取扱いとなります。

(1) 押印を省略できる書類

①請書

②見積書

③請求書

④その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類

※契約書や建設工事に係る請書は、法令により押印が求められているため、除かれます。

なお、契約締結に関することを委任事項に含む委任状も除かれます。

(2) 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に以下の内容を必ず記載願います。

・『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先

※原則、確認のため、記載の連絡先に在籍確認の連絡をさせていただきます。

(3) 本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年2月1日以降の調達案件について運用開始とします。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

北海道開発局 小樽開発建設部 契約課第3スタッフ

電話：0134-23-5144